

オピニオン

官民連携 継続支援を

東京電力福島第1原発事故から2年半が過ぎた今なお、15万人以上の福島県民が県内外に避難している。避難者は見知らぬ土地での生活で孤立する傾向にあるが、個人情報保護法が壁となり、支援団体は避難者の住居をほとんど把握できない。行政は民間に情報提供するなどして連携を強化し、孤立や孤独死を防ぐ支援を推し進めていく必要がある。

(報道部・小原瑛平)

福島からの避難者



ら本県へ派遣されている教員に寄稿してもらった活動紹介などを掲載した。

■情報紙を発送
県内NPO法人などが情報交換などの面で連携し、避難者サポートに当たろうと昨年5月発足したネットワーク組織「ふうあいねっと」(事務局 茨城NPOセンター・コムンス)。加盟27団体が主管となり交流会を運営するほか、避難世帯向けの情報紙「ふうあいねたまり」を8月に制作した。

■変わらぬ現状
だが、同ネットの副代表で筑波学院大学社会力コーディネーターの武田直樹さんは「表面的には落ち着いているように見えても、根本的な問題の解決は進んでいない」と指摘する。

住所把握、個人情報壁

継続して避難者宅の訪問活動を実施している。これまで80世帯以上を訪ね、必要に応じて1世帯を複数回訪問している。

支援体制

茨城県庁内に駐在する福島県避難者支援課の早坂一希さんは、民間の支援組織の存在について「非常にありがたい」と話す。今回送付された同紙には、同県からの内部被ばく検査の案内なども同封し、避難者に情報提供できたという。

自身の活動について



福島県からの避難者の交流会 14日、美浦村木原の同村老人福祉センター

も、同紙面に原稿を寄稿。「相談や置問があれば気軽に連絡してほしい」と呼び掛けた。「福島県の職員が茨城に派遣されていることを知らない避難者も多く、それを周知できて良かった」と話す。

しかし、避難者一人一人の見守りやケアは「福島県だけではできない」と実感し、「今後も民間団体とより連携を深めていく必要がある」と強調する。

栃木県では支援団体が行政から個人情報の提供を受けて訪問活動などにつなげているほか、新潟県では市町が避難者の交流拠点を設置するなど、行政側が積極的に支援する例もある。

見知らぬ土地での生活を強いられ、孤立しがちな避難者を「官民連携」で支援する体制が求められている。



本県内の原発避難者 県災害対策本部福島支援班によると、東日本大震災や福島第1原発事故により福島県から本県に避難している人は9月2日現在3799人。市町村別では日立市555人、つくば市500人、ひたちなか市291人の順が多い。多くは、災害救助法に基づき市町村が借り上げた民間賃貸住宅に散り散りに居住、孤立化が指摘されている。